居宅介護支援重要事項説明書

1. 居宅介護支援事業者（法人）の概要

名称・法人種別	ブライト・ライフ株式会社 法人番号 0400-01-095229
代　表　者　名	中村　真也
所在地・連絡先	（住所） 〒270-0157 千葉県流山市平和台 4 丁目 294-1-2 階 （電話）047-157-3957 （FAX）047-157-0116

2. 事業所の概要

⑴事業所名称及び事業所番号

事　業　所　名	ブライト・ライフケアプラン 越谷
所在地・連絡先	（住所） 〒343-0821 埼玉県越谷市瓦曽根 2 丁目 6-34RS ビル 401 号 （電話）048-984-7283 （FAX）048-984-7284
事業所番号	
管理者の氏名	松尾 絵梨子

⑵ 営業日

営業日	営業時間
平日	08：30～17：30
休業日	土日祝日

⑶事業の実施地域

事業の実施地域	・越谷市 (全エリア対象) ・吉川市 ・春日部市 ・草加市 ・松伏町 ・さいたま市 ・川口市 ・野田市 ・その他のエリアは相談

⑷事業所の職員体制

管理者　1名 配置
介護支援専門員　1名以上配置
事務員に関しては必要に応じて配置します。

●職務内容

管理者：従業者の管理及び居宅介護支援の御利用申込みに係る調整、業務の実施　状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
また、従業者に運営に関する基準を遵守させる為に必要な指揮命令、技術指導などサービス内容の管理を行います。

介護支援専門員：要介護者からの相談に応じ、サービスが適切に利用できるよう、種類、内容などの計画を作成するとともに事業者との連絡調整を行う。

3. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。介護支援専門員がお伺いいたします。契約を終結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までにご連絡ください。

②当居宅介護支援事業所の都合でサービスを終了する場合

人員の確保が出来ないなどの事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までにご連絡いたします。

③自動終了

以下の場合は、自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者様が１ヶ月以上の入院及び介護保険施設に入所した場合
- 利用者様がお亡くなりになった場合
- 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- 要介護認定区分が要支援となった場合
- 訪問可能な地域外の転居

④その他

- 当居宅介護支援事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、即座にサービスを終了することができます。
- 利用者様やご家族等が当事業所やサービス従業者に対して継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

(3) サービス利用にあたっての留意事項

・介護保険被保険証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに介護支援専門員にお知らせください。

・契約期間中に入院された場合は、入院先である医療機関に担当の介護支援専門員を伝えるとともに、居宅介護支援事業所に速やかにご連絡ください。必要に応じ、医療機関に在宅での情報を提供させていただきます。

4. サービス利用料金

(1) 利用料　　1 単位につき 10.42 円

サービス内容		サービス利用料金	自己負担
居宅介護支援費（I）	要介護1・2	1,086 単位／月	0円
	要介護3・4・5	1,411 単位／月	
初回加算		300 単位／回	
入院時情報連携加算（I）（入院日当日に情報提供）		250 単位／月	
入院時情報連携加算（II）（入院後3日以内に情報提供）		200 単位／月	
退院・退所加算	（カンファレンス有 1回目）	600 単位／回	
	（カンファレンス有 2回目）	750 単位／回	
	（カンファレンス有 3回目）	900 単位／回	
	（カンファレンス無 1回目）	450 単位／回	
	（カンファレンス無 2回目）	600 単位／回	
通院時情報連携加算		50 単位／月	
ターミナルケアマネジメント加算		400 単位／月	

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。
※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合は、サービスに応じて利用料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市役所の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

5. 事業所の特色等

(1) 事業の目的

要介護者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的としています。

(2) 運営方針

① 利用者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。

② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう下記の事項を配慮し、公正中立に行います。

(ア) 事業者は利用者に対して居宅サービスを紹介する際に、複数の事業所を紹介します。

(イ) 利用者は介護支援専門員が居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることが可能です。

(ウ) 事業者は利用者またはその家族に対して、事業所で作成された前 6 月間の居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の割合や同一事業者によって提供されたものが占める割合の説明を行います。

6. サービス提供のキャンセル・苦情等に関する相談窓口

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。介護支援専門員がお伺いいたします。契約を終結した後、サービスの提供を開始します。

サービス提供への苦情やサービス内容、曜日の変更、訪問の中止等につきましては、下記の責任者が窓口となり対応しますので御連絡下さい。

責任者 ： 松尾 絵梨子
電話番号： 048-984-7283

(2) 当事業所以外にも市区町村、公的機関にて苦情申立等を行うことができます。

●苦情相談窓口 当事業所お客様相談窓口	窓口責任者：松尾 絵梨子 ご利用時間：営業日 8：30～17：30 ご利用方法 電話（048-984-7283） その他苦情相談窓口 ・越谷市　介護保険課　TEL:048-963-9305 TEL:048-963-9169 ・吉川市　介護給付係　TEL:048-982-5119 ・草加市　介護保険課　TEL:048-922-1421 ・松伏町　介護保険担当　TEL:048-991-1886 ・さいたま市　介護保険課　TEL:048-829-1264 ・川口市　介護保険課　TEL:048-259-7293 ・春日部市　介護保険課　TEL:048-763-1111 ・埼玉県国民健康保険団体連合会　TEL:048-824-2568